

令和6年度11月募集

明石市営住宅 入居申込案内書

募集(受付)期間	令和6年11月25日(月) ↓ 令和6年11月29日(金)
(受付)時間	午前9時30分～午前11時30分 午後1時10分～午後4時
(受付)場所	明石市役所 本庁舎8階 806AB会議室
(受付)持物	切手(85円分)

《空家入居される住宅について》

市営住宅は、建築後の住宅使用や経過年数によって損耗しています。
また、前入居者が退去した住宅を部分的に修繕し、入居するものです。空家修繕は、生活を営まれるうえで支障をきたす部位のみ補修を行っており、住宅ごとの傷みの程度により美観や修繕の内容も異なりますので、ご了承ください。

《市営住宅入居の申し込みについて》

- 申し込みは、1世帯につき1住宅に限ります。
- 所得制限など申込資格がありますので、この案内書をよく読んで、入居申込書に必要書類を添えてお申し込みください。

明 石 市

目 次

1. 申し込みから入居まで	1
2. 申込案内	2
3. 申込資格	2
4. 申し込みの無効	6
5. 代理人が申し込まれる場合の注意点	6
6. 入居申し込み上の注意事項	7
7. 入居上の注意事項	8
8. 収入基準	9
9. 政令月収額の求め方	11
10. 家 賃	15
11. 申込書等の書き方	16
12. 駐 車 場	23
13. 募集住宅一覧表	24
14. 入居資格審査の書類	34

申し込み方法について

この案内書をよくお読みいただき、申込書類に必要事項をご記入のうえ、ご持参又はご郵送にてお申し込みください。

申込書類

- ①明石市営住宅入居申込書(緑色の用紙)
※お申し込み後の修正変更は一切受け付けません。
- ②受付票(中央に切り取り線がある白色の用紙の左側)
- ③確約書(中央に切り取り線がある白色の用紙の右側)
- ④抽選結果を通知するためのハガキ(85円分の切手を必ず貼ってください。)
- ⑤申込資格チェックシート

受付場所での申し込み方法

上記①～⑤の書類に必要事項をご記入のうえ、受付期間内に市役所本庁舎8階806AB会議室にご持参ください。

受付場所での申込時の注意事項

代理人(市営住宅に入居予定のご家族以外の方)が申し込みに来られる場合は、「委任状・代理人の身分証明書」が必要です。

郵送での申し込み方法

上記①③④⑤の書類に必要事項を記入のうえ、返信用封筒でご郵送ください。(返信用封筒に110円分の切手を必ず貼ってください。)
郵送申込の場合、②受付票は郵送不要です。

郵送での申込時の注意事項

入居案内書に記載の受付期間、令和6年11月25日(月)から11月29日(金)までの消印があり、令和6年12月2日(月)までに住宅課に到着したものを受付けます。

消印が受付期間外のもの、又は受付期間内であっても令和6年12月2日(月)までに住宅課に到着しなかったものは無効となります。

消印については、投函時間が遅い場合、翌日の消印となることがありますのでご注意ください。また、郵便が遅延する場合がありますので、なるべく余裕をもって投函してください。

入居申込書の記載内容確認のため、記入いただいた電話番号にご連絡することがあります。日中ご連絡が可能な電話番号を記入してください。

申込内容に不備がある場合や、受付期間を過ぎて到着した場合など、無効となった申込書類については、記入いただいた住所へ返送いたします。

入居資格審査の書類(住民票・所得証明書など)については、当選された方のみ指定された期日までにご提出いただきます。

書類が提出されない場合、入居申込書の内容と入居資格審査の書類の内容が異なる場合及び入居資格に満たない場合は、市営住宅の入居当選を無効とします。

1 申し込みから入居まで

1 入居申込

○受付期間 令和6年11月25日(月)～11月29日(金)
○受付時間 午前9時30分～午前11時30分
午後1時10分～午後4時
○受付場所 市役所 本庁舎 8階 806AB会議室

<住民票・所得証明書などは、申込時に提出の必要はありません>
<代理人の方が提出する場合は、委任状、代理人の身分証明書が必要です>
・申込には、入居資格があります。申込は1世帯につき1住宅に限ります。
・市営住宅入居申込書、確約書、受付票(郵送の場合不要)、ハガキ、申込資格チェックシートの全てに記入し、そろえて市役所までご持参、又はご郵送ください。

2 公開抽選

(申込者数が募集戸数を上回った場合、実施します)

○日 時 令和6年12月4日(水)午前10時30分より
○場 所 市役所 本庁舎 8階 806AB会議室

・抽選会はどなたでも見学できますが、必ずしも参加する必要はありません。
・抽選結果については、別紙の「抽選結果のお知らせ」のハガキを郵送します。なお、当選者には後日提出していただく書類(34頁の入居資格審査の書類に使用する用紙等)も郵送します。

3 入居資格審査

○日 時 令和6年12月24日(火)
○場 所 市役所 本庁舎 8階 806AB会議室

<当選者は入居資格審査に合格することで入居決定者となります>
<資格審査の書類は、必ず市営住宅申込者ご本人、又は入居予定のご家族の方がご提出願います>(代理人による提出不可)
・当選者は、指定された期日までに市営住宅の入居資格審査に必要な書類をそろえて提出していただき、入居資格を審査確認します。書類を提出できない場合、入居資格を満たさない場合及び条件に合致しない場合は当選を無効とします。なお、提出していただいた書類で確認できない事項があるときは、さらに書類の提出をお願いすることになります。
・審査結果は、後日郵送いたします。
・駐車場がある住宅で、駐車場を申し込みされる方は申し出てください。

4 住宅の下見

○日 時 令和7年2月21日(金)

・住宅課より下見の鍵を受け取り、住宅室内の下見をしていただきます。
下見の鍵は一度返却していただきます。
・入居に必要な書類(入居請書、家賃、敷金等の納付書等の関係書類)をお渡します。

5 入居説明会

○日 時 令和7年2月28日(金)

<下見の結果、入居を希望される方は必ず説明会に参加願います>
(市営住宅入居者が出席してください。代理人による出席不可)
・入居にあたり必要な事項について説明を行い、鍵等をお渡します。
・説明会当日に、入居請書(契約書)、印鑑登録証明書、家賃・敷金の領収書、その他必要な書類等をご持参いただきます。
(駐車場申込者は、駐車場使用料・保証金の領収書もご持参下さい。)
・正当な理由がなく、期間内に書類を提出できないときは、入居を取り消すことがあります。

6 入居

○入居承認日 令和7年3月1日(土)

<住宅の補修工事の進捗等都合により、入居可能日が遅れることがありますので、あらかじめご了承ください>
<繰上げ当選者は、入居審査の都合上入居承認日を変更する場合があります>
・入居承認日から14日以内に入居していただきます。
・正当な理由がなく、期間内に入居されないときは、入居を取り消すことがあります。

各日程に変更が生じる場合があります。変更の場合は市のホームページに掲載しますのでご確認ください。

2

申込案内

1 申込資格

- ③ に定めている申込資格の内容をよくご確認ください。
(申込受付時に確認する場合があります。)

2 家賃及び敷金

- (1) 家賃については、24頁から記載している各募集住宅の家賃欄をご参照ください。
- (2) 敷金については、各募集住宅の家賃欄①～⑥のうち、該当する家賃の3か月分が必要です。
- (3) 家賃のほかに、共益費(共用部分の維持管理に必要な費用)が必要です。

3 抽選について

すべて公開抽選で行います。

4 注意事項

- (1) 入居審査にあたり、申し込み等の内容が事実と異なるときは、失格となります。
- (2) 申し込みしようとする住宅内部は、申込時には下見することはできません。

3

申込資格

(年齢は募集期間の末日時点の満年齢です。)

一 般 住 宅

一 般 世 帯 (2名以上の世帯)

(申込可能住宅 募集住宅一覧表の「单身または2人以上」、「2人以上」)

1 申込者本人が、明石市内に住んでいるか、明石市内に勤務場所を有している方

- (1) 明石市内に住んでいる方は、募集期間の1か月前の時点で、明石市に住民登録されていること。(住民票で確認できる方)
- (2) 明石市内に勤務場所を有している方は、申し込み時点で、その事実が確認できること。
(※住民票等の確認書類は、資格審査に進まれた方のみ、ご提出いただきます。)

2 申込者本人及び同居しようとする方の住民票が同じ住所にあり、かつ同居していること。または、下記(2)(3)(4)に該当する方

- (1) 家族構成が夫婦または親子を主としたもので、入居される方が2名以上あること。
(友人等の寄り合い世帯や他に扶養義務者のある祖父母、親、兄弟、姉妹などを呼んで同居するなど、不自然な合体・分離をした世帯については、申し込むことはできません。)
- (2) 婚約者と申し込む場合は、入居説明会の期日までに入籍し、入居できる方
- (3) 内縁関係にある方は、入居説明会の期日までに住民票で未届けの夫、未届けの妻となっていることを確認できること。
- (4) パートナーシップ・ファミリーシップ関係にある方は、入居説明会の期日までに届出受理証明書の交付を受けていること。
- (5) 離婚予定での夫婦一方の申し込みはできません。(離婚調停中等の場合で、家庭裁判所の発行する係属中であることの証明が出せる方は除く。)
- (6) 未成年の方は申し込みできません。(既婚者、婚約申込は除く。)
- (7) 申し込み時点で未出生の子(胎児)は申込人数に含みません。

3 収入基準に合致される方 ※9頁をご覧ください。

4 現在、住宅に困窮している方(持ち家の無い方)

- (1) 自己の責めにより住宅の立ち退きを求められている方は、申し込みできません。
- (2) 共有持分のある家屋も持ち家に含まれます。(相続登記が未済の家屋を含む。)
- (3) 持ち家のある方は、原則申し込みできませんが入居までの各段階で、必要な書類が提出できる方のみ申し込みできます。
(詳しくは7頁の入居申し込み上の注意事項をご参照ください。)

5 入居承認日から14日以内に申込書記載の家族全員が入居できる方

6 現在、公営住宅に入居及び入居決定されている方は、原則申し込みできません。

(例外は7頁の入居申し込み上の注意事項をご参照ください。)

7 申し込みは1世帯につき1住宅です。1世帯で複数の申し込みはできません。

8 所得の申告義務があるにもかかわらず、申告していない方は申し込みできません。

9 市営住宅入居後、円満な共同生活ができること。

10 市税や現在のお住いの住宅の家賃等の滞納がないこと。

(1) 市税とは、明石市の住民税(市民税・県民税)・固定資産税・軽自動車税等のことです。

(2) 申込時点で滞納有と判明すれば、申込後に完納しても失格です。

11 過去に市営住宅の家賃・駐車場使用料その他の市営住宅に係る債務を有し、当該債務を履行期限までに履行していない場合、申し込みできません。

12 過去に明石市営住宅条例第47条第1項の規定による明渡しの請求を受け、市営住宅を退去した者で退去日から5年を経過していない場合、または現在明石市営住宅条例第47条第1項の規定による明渡しの請求を受けている場合は申し込みできません。

13 申込者本人及び同居しようとする方が、暴力団員である場合は申し込みできません。

(1) 暴力団員とは、不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員のことです。

(2) 入居後に暴力団員であることが判明した場合、または暴力団員になったことが判明した場合は住宅明け渡しの対象となります。

単 身 者 世 帯

下記の①～③の条件に全て該当する方が申し込みできます。

①申し込み時に単身で住んでいる方

②戸籍謄本・住民票等の公的証明書で単身であることが確認でき、次の(1)～(8)のいずれかに該当している方(戸籍謄本等の公的書類は当選された方のみ資格審査時にご提出いただきます。)

③一般住宅の一般世帯の申込資格(2を除く)を備えている方

(申込可能住宅 募集住宅一覧表の「単身または2人以上」)

(1) 高齢者	・募集期間の末日時点で、満60歳以上の方
(2) 障害者	・身体障害者手帳の交付を受け、1級から4級までの障害のある方 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、1級から3級までの障害のある方 ・療育手帳の交付を受け、AからB2の方
(3) 戦傷病者	・戦傷病者手帳の交付を受け、恩給法の別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで、または同法別表第1号表ノ3の第1款症の障害のある方
(4) 原子爆弾被爆者	・原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方
(5) 生活保護受給者	・生活保護法第6条第1項に規定する被保護者
(6) 海外からの引揚者	・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の第14条第1項に規定する支援給付を受けている方
(7) ハンセン病療養所入所者等に該当する方	・ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等に該当する方
(8) DV(配偶者からの暴力)被害者	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者(同法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた方を含む)で、次の(ア)～(エ)のいずれかに該当している方 (ア) 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は同法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない方 (イ) 配偶者暴力防止等法第10条第1項又は第10条の2の規定により、裁判所が出した保護命令の申立てを行った方で、当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない方 (ウ) 女性相談支援センター又は配偶者暴力相談支援センターによる配偶者等からの暴力を受けている旨の証明を受けている方 (エ) 配偶者暴力相談支援センター又は市町村等と連携して被害者支援を行っている民間支援団体において、配偶者等からの暴力を理由に避難している旨について、確認書の発行を受けている方

※ 上記(2)～(7)の条件に該当する単身世帯であっても、身体上又は精神上著しい障害があるために、常時の介護が必要な方は、その心身の状況に応じた介護を受けられることが申し込み資格となります。なお、その判定は、一致の書類の提出や入居予定者との面接等の方法で行います。

※ 上記(8)DV被害者で単身入居を希望される方は、申し込み時に、(8)の(ア)～(エ)のいずれかに該当していることを証明する書類を提出してください(必須)。

(上記(2)～(7)の条件に該当する方に対しても、必要に応じて申し込み時に(2)～(7)に該当することを証明する書類を提出していただく場合があります。)

シルバーハウジング（単身専用）

（対象住宅 募集住宅一覧表の「60歳以上単身専用」）

1 シルバーハウジングは、高齢者の方が自立して、安全かつ快適な生活を営むことができるように、緊急通報システムによる安否の確認及び生活援助員(LSA)による生活相談や緊急時の対応など、一定のサービスが受けられる住宅です。そのため、家賃、共益費などのほかにご負担いただく費用があります。

(1) 生活援助員(LSA)の行う主なサービス

- ①安否の確認
- ②緊急時の対応
- ③生活相談
- ④一時的な家事援助

(2) 緊急通報システム

- ①押しボタンによる緊急通報
- ②水センサーによる緊急通報

2 費用負担

家賃、共益費などのほかに下記の費用を負担していただきます。

(1) 生活援助員派遣に要する必要経費

(2) 緊急通報システムに要する経費（固定電話回線の利用料）

（固定電話回線の利用契約をしていただきます。ただし、IP電話は使用できません。）
なお、入居承認日までに電話回線の利用契約をしていただけない場合は、入居できません。

3 申込資格

(1) 60歳以上の単身者

(※常時の介護が必要な方は、その心身の状況に応じた介護を受けられることが資格となります。)

(2) 一般住宅の一般世帯の申込資格(2を除く)を備えている方

4 当選者に対しては、入居説明会後に高齢者総合支援室高年福祉担当にて面談を行い、自活状況申立書・緊急通報システム利用確認書(入居にあたっての承諾書)を提出していただきます。

5 この住宅は、既に一般の仕様の公営住宅(県営・市町営)に単身で入居されている方も、申し込みが可能ですが、現在、公営のシルバーハウジング、高齢者世帯向特定目的住宅、車椅子対応住宅又はこれらと同等の住宅に入居されている方は申し込みできません。

4**申し込みの無効**

次のような場合は申し込みを無効とします。また受付後、当選していたとしても失格となります。

- 1 申込書に必要事項が記載されていないとき。
- 2 代理人の方が委任状、本人確認書類を提出せずに申込みした場合
- 3 申込資格を満たさない場合
- 4 友人等の寄り合い世帯や家族を不自然に分離・合体した世帯で申し込んだとき。
- 5 申込書に記載されている方全員が同時に入居できないとき。申込み後、同居親族に変更があったときは入居できません。(ただし死亡、出生の場合は再審査をします。)。
婚約者が変わった場合や、入居のときに世帯の人数が減って申込区分を満たさなくなった場合も入居できません。
- 6 結婚しているのに、配偶者と一緒に申し込んでいないとき。(下記の場合を除く)
 - ・ 死別の場合
 - ・ 離婚調停中の証明書を添付し申し込む場合
 - ・ 申込時点で配偶者が特別養護老人ホームに入所し、かつ住民票を施設の住所地に異動しており、今後同居が見込めない場合

5**代理人が申し込まれる場合の注意点**

代理人による申し込みの際は以下の点に注意してください

- 1 委任者(市営住宅に申し込みされる方)が記入した委任状が必要です。委任状はパンフレットに添付されている市の様式を使用してください。委任状が無い場合は受付できません。
- 2 代理人の方は受付時に本人確認を行いますので、個人番号カード、運転免許証など官公署が発行する顔写真付の身分証明書をご持参ください。

6

入居申し込み上の注意事項

- 1 申込区分欄の表示に応じた世帯の人数でお申し込みください。
申し込み区分に応じた申し込み条件に当てはまらない場合は、申し込みが無効となります。

申込区分	申し込みの条件
2人以上	2人以上の世帯
単身または2人以上	単身者で4頁(1)~(8)のいずれかに該当、または2人以上の世帯
60歳以上単身者専用	60歳以上の単身者

- 2 下記に該当する方は、申し込みから入居までの各段階で、次の条件を満たす書類が提出できない場合、失格となります。

	入居申し込み	入居資格審査(※) (令和6年12月24日)	入居説明会 (令和7年2月28日)
(1) 持ち家のある方	/	売買契約書、解体証明書等の書類提出	持ち家の処分を確認できる全部事項証明書等の提出
(2) 婚約者と申し込まれる方	/	/	婚姻成立を確認できる戸籍謄本の提出
(3) 内縁関係にある方	/	/	未届けの夫、未届けの妻の記載がある住民票
(4) パートナーシップ・ファミリーシップ関係にある方	/	/	届出受理証明書
(5) 離婚調停中の方	家庭裁判所の発行する係属中の証明書書類提出	/	離婚成立を確認できる戸籍謄本の提出
(6) 配偶者が特別養護老人ホームに入所しており、今後同居が見込めない場合	契約書類等の入所が確認できる書類	配偶者の住民票(施設の住所地であること)	/

(※持ち家の処分や離婚成立等について、事実確認が完了するまで資格審査を保留とする場合があります。)

- 3 現在公営住宅に入居されている方は、原則申し込みできませんが、下記「申し込み可能な条件」を満たす場合に限り、例外として申し込みすることができます。
ただし、「申し込み可能な条件」を満たす場合であっても、(1)~(5)に該当する場合は申し込みできません。(申し込み後に該当することが判明した場合は失格となります。)

- (1) 現在入居中の住宅の入居名義人が家賃、駐車場使用料等を滞納している。
- (2) 募集開始日時点で申し込みする者の中に同居承認を受けていない者がいる。(不正で入居している者がいる。)
- (3) 申し込みする者の中に、公営住宅の入居名義人が含まれる。(シルバーハウジングに申込する者を除く。)
- (4) 一般住宅の一般世帯の申込資格(一般住宅は6、シルバーハウジングは2、6を除く。)を備えていない。
- (5) その他、公営住宅法、条例に違反して公営住宅に入居している。

申し込み住宅区分	申し込み可能な条件
一般住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・結婚、離婚等により世帯分離して申し込みされる方 ・入居名義人の子、孫世帯が独立のため世帯分離して申し込みされる方(上記に該当する場合でも、単身または2人以上の住宅に単身で申し込みすることはできません) ・現在、新婚世帯及び子育て世帯を対象とした定期借家住宅に入居中の方で期限満了日が1年以内の方(証明書等の提出が必要です)
シルバーハウジング	<ul style="list-style-type: none"> ・シルバーハウジング、高齢者世帯向特定目的住宅、車椅子対応住宅又はこれらと同等の住宅以外に入居している方

- 1 募集住宅は、前入居者が退去した住宅を、日常生活に支障のない範囲で部分的に補修したものです。そのため、住宅ごとの傷みの程度により美観や修繕内容が異なっておりますので(新築のような状態ではありません)ご承知ください。
- 2 団地内での犬、猫、鳥などの動物の飼育は認めていません。
(身体障害者ほじょ犬を必要とされる方はご相談ください。)
- 3 住宅敷地内に自動車を無断で駐車することはできません。(周辺道路は駐車禁止です。)
駐車場が設置されている団地は、空きスペースがある場合、有料で使用できます。(ただし、契約可能な自動車には大きさ等の制限があります。)駐車場が設置されていない団地、空きスペースがない団地は、自動車の駐車・保管はできませんので、自動車をお持ちの方は近隣の駐車場を借りてください。
- 4 入居後、住宅内の改造は基本的に認めていません。
(手すり等を設置する場合は、事前に住宅課までご相談ください。)
- 5 入居後は毎年、住んでいる方全員の収入を申告していただきます。
また、収入の変動により一定額以上になった場合には、高額所得者と認定され、近傍同種の住宅の家賃が適用されるとともに、一定期間内に住宅を明け渡していただきます。
- 6 入居後に住宅の建替え等の事業により移転していただく場合があります。
- 7 家賃のほかに共用部分の光熱水費・修繕費等維持管理のために共益費が必要です。
- 8 家賃は基本的に、銀行等の口座振替で納めていただきます。(毎月26日振替日、なお、振替日が金融機関の休業日の場合は、翌営業日が振替日となります。)
- 9 緊急時の連絡先の届出をお願いします。

- 1 政令月収が158,000円以下の世帯。ただし、裁量階層世帯(10頁に記載)に該当する方は、214,000円以下であれば申し込みできます。(政令月収の求め方は11頁以降を参照してください。)
 申込者本人および同居親族(婚約者を含む)で収入のある方全員の年間総収入金額または年間総所得金額(令和5年1月から令和5年12月まで)が対象となります。なお、令和5年1月2日以降に就職または開業された方は、申し込み日の前月よりさかのぼって1年間分が対象となります。
 1年に満たない場合は、申し込み月までの実績をもとにして年間総収入金額および年間総所得金額を計算してください。

2 収入基準早見表

政令月収158,000円以下(所得のある方が1人で、所得の種類が1種類かつ特別控除対象者のいない世帯)の場合。

()内は裁量階層世帯で政令月収214,000円以下の場合。

(単位:円)

区分	入居家族数(本人を含む)					
	単身者	2人	3人	4人	5人	6人
給与所得の方 (年間総収入)	~2,967,999	~3,511,999	~3,995,999	~4,471,999	~4,947,999	~5,423,999
税込金額	(~3,887,999)	(~4,363,999)	(~4,835,999)	(~5,311,999)	(~5,787,999)	(~6,263,999)
事業所得の方 (年間総所得)	~1,896,000 (~2,568,000)	~2,276,000 (~2,948,000)	~2,656,000 (~3,328,000)	~3,036,000 (~3,708,000)	~3,416,000 (~4,088,000)	~3,796,000 (~4,468,000)
年金収入の方 (年間総収入)	~3,028,015※ (~3,924,015)	~3,534,682 (~4,391,778)	~4,041,349 (~4,838,837)	~4,495,308 (~5,285,896)	~4,942,367 (~5,732,955)	~5,389,425 (~6,180,014)

※65歳以上の方は3,096,011円になります。

3 所得の種類 (語句の説明)

- (1) 給与所得とは、俸給、給料、賃金、ボーナスなどの所得です。たとえば、会社員、店員、日雇い労働者、パート、事業専従者などの収入をいいます。給与所得でいう総収入金額とは、給与所得控除をする前の額をいいます。なお、雇用保険法による失業給付、生活保護法による扶助費、傷病手当金、児童手当、児童扶養手当など非課税の収入や仕送りなどは収入とみなしません。
- (2) 事業等所得とは、事業所得、利子所得、配当所得、不動産所得、雑所得などの所得です。たとえば、自営業、サービス業、外交員などの収入をいいます。これらの所得で税の申告をしている方は、所得金額を十分に確かめてください。
- (3) 年金所得とは、厚生年金、国民年金、共済年金などの所得です。ただし、法律により非課税とされている各種年金(障害年金、遺族年金、福祉年金等)については、収入は0円で計算してください。
- (4) 特別控除対象者とは、老人扶養親族、障害者、ひとり親、寡婦等のことをいいます。

4 裁量階層世帯について

次の①～⑦に該当する世帯の方は、政令月収額が158,000円を超え、214,000円以下の方でも、申し込みできます。

《裁量階層世帯》

対象世帯	世帯要件
①高齢者世帯	募集期間の末日時点で、申込者が満60歳以上で、かつ、申込者を除く入居しようとする方のいずれかが満60歳以上又は満18歳未満の方である世帯
②障害者世帯	入居する方の中に、次のアからエに該当する方がいる世帯 ア. 身体障害者手帳1～4級の方 イ. 精神障害者保健福祉手帳1～2級の方 ウ. 療育手帳「A」又は「B1」判定の方 エ. 障害基礎(国民)年金及び障害厚生年金の1～2級のある方
③戦傷病者世帯	入居する方の中に、戦傷病者手帳の交付を受け、恩給法の別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は、同法別表第1号表ノ3の第1款症の障害のある方がいる世帯
④被爆者世帯	入居する方の中に、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けている方がいる世帯
⑤引揚者世帯	入居する方の中に、海外からの引揚者(厚生労働大臣が証明した方)で日本に引揚げた日から5年未満の方がいる世帯
⑥ハンセン病療養所	ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等に該当する方がいる世帯
⑦小学校就学前世帯	入居する方の中に、小学校入学前の方がいる世帯

- 1 政令月収額は次の順序で計算してください。

〔計算の順序〕

- (1) 収入の種類別に所得金額を計算する。
 (2) 各自の総所得金額を計算する。
 (3) 収入のある人の総所得金額を合算し、世帯の総所得金額を計算する。
 (4) 世帯の総所得金額から控除額を差し引きし、12で割って政令月収額を計算する。

(1) 種類別所得金額の計算

① 給与所得金額

- ア. 令和5年1月1日以前から現在まで引き続き勤務されている方は、年間総収入金額（令和6年度所得証明書の収入金額「税込み」）を13頁の計算表の計算式にあてはめて計算します。
- イ. 令和5年1月2日以降に就職し、現在も引き続き勤務されている方の年間総収入金額は次のように計算し、13頁の計算表の計算式にあてはめて計算します。
- a. 申し込み日時点で1年以上経過している方
 申し込み日の前月よりさかのぼって1年間の合計額を年間総収入金額として計算します。
- b. 申し込み日時点で1年未満の方
 1年間の年間総収入金額を推定して計算します。推定年間総収入金額の計算は次のとおりです。
- ・1か月平均収入金額＝働いた期間の総収入÷働いた期間の月数
 （働いた期間の総収入・月数とも就職した月は除いてください。）
 - ・年間推定総収入金額＝1か月平均収入金額×12
 （ボーナスがある場合は、1か月平均収入金額を計算するときに除いて計算し、12を掛けた後に加えてください。）

② 事業所得金額

- ア. 令和5年1月1日以前から現在まで引き続き事業をされている方は、令和5年分の収入金額から必要経費を除いた金額が事業所得金額となります。
- イ. 令和5年1月2日以降に開業し、現在も引き続き事業をされている方の事業所得金額は次のように計算してください。
- a. 申し込み日時点で1年以上経過している方
 申し込み日の前月よりさかのぼって1年間の合計収入金額から必要経費を除いた金額が事業所得金額となります。
- b. 申し込み日時点で1年未満の方
 1年間の事業所得金額を推定して計算します。推定事業所得金額の計算は次のとおりです。
- ・1か月平均事業所得金額
 （営業した期間の総収入－必要経費合計）÷営業した期間の月数
 （営業した期間の総収入・必要経費・月数とも開業した月は除いてください。）
 - ・年間推定事業所得金額＝1か月平均事業所得金額×12

③ 年金所得金額（雑所得金額）

- 年金所得の方は、年間総収入金額を13頁の計算表の計算式に当てはめて計算します。
遺族年金、障害年金等非課税年金は対象外です。

(2) 各自の総所得金額を計算

総所得金額＝給与所得＋事業所得＋年金所得＋不動産所得＋利子所得＋配当所得
 (各自の総所得金額を計算してください。)

(3) 収入のある人の総所得金額を合算し、世帯の総所得金額を計算

本人の総所得金額	+	家族の総所得金額	=	世帯の総所得金額

(4) 世帯の総所得金額から控除額を差し引き12で割って政令月収額を計算。

世帯の総所得金額	-	控除額合計金額	}	÷12=	政令月収額

14頁の「控除額一覧表」を参照して
合計額を計算してください。

控 除 対 象	控 除 額
1. 同 居 親 族	38万円× 人= 円
2. 同居しない扶養親族	38万円× 人= 円
3. 老人扶養親族	10万円× 人= 円
4. 特定扶養親族	25万円× 人= 円
5-①特別障害者	40万円× 人= 円
5-②障 害 者	27万円× 人= 円
6. ひとり親	35万円× 人= 円
7. 寡 婦	27万円× 人= 円
8. 給 与 所 得 者	10万円× 人= 円
9. 公的年金等所得者	10万円× 人= 円
控 除 額 の 合 計	円

3 所得計算表

(1) 給与所得の方は、次の表の年間総収入金額(1年間に受け取った給与・ボーナスの税込みの合計額)の区分より年間総所得金額を計算してください。

年間総収入金額		年間総所得金額の計算式
1,619,000円未満		年間総収入金額 - 550,000円 = 年間総所得金額
1,619,000円以上 1,620,000円未満		年間総所得金額 = 1,069,000円
1,620,000円以上 1,622,000円未満		年間総所得金額 = 1,070,000円
1,622,000円以上 1,624,000円未満		年間総所得金額 = 1,072,000円
1,624,000円以上 1,628,000円未満		年間総所得金額 = 1,074,000円
1,628,000円以上 1,800,000円未満	まず、次のとおり端数処理 します。 (ア)年間総収入金額÷4,000 で算出した答の小数点 下を切り捨てる。 (イ)上の(ア)で算出した数値に 4,000を掛ける。 次に(イ)で算出した金額を 右の計算式にあてはめて ください。	(左で計算した年間総収入金額) ×0.6+100,000=年間総所得金額
1,800,000円以上 3,600,000円未満		(左で計算した年間総収入金額) ×0.7-80,000円=年間総所得金額
3,600,000円以上 6,600,000円未満		(左で計算した年間総収入金額) ×0.8-440,000円=年間総所得金額
6,600,000円以上10,000,000円未満		年間総収入金額×0.9-1,100,000円=年間総所得金額

(2) 年金所得(雑所得)計算式 ※(年齢は、令和6年1月1日現在の年齢です。)

年金所得の方は、次の表の年間総収入金額(税込み)の区分により年間総所得金額を計算してください。

	年間総収入金額	年間総所得金額の計算式
65歳以上の方	1,100,000円以下	年間総所得金額=「0」円
	1,100,001円以上 3,300,000円未満	年間総収入金額 - 1,100,000円 = 年間総所得金額
	3,300,000円以上 4,100,000円未満	年間総収入金額 × 0.75 - 275,000円 = 年間総所得金額
	4,100,000円以上 7,700,000円未満	年間総収入金額 × 0.85 - 685,000円 = 年間総所得金額
65歳未満の方	600,000円以下	年間総所得金額=「0」円
	600,001円以上 1,300,000円未満	年間総収入金額 - 600,000円 = 年間総所得金額
	1,300,000円以上 4,100,000円未満	年間総収入金額 × 0.75 - 275,000円 = 年間総所得金額
	4,100,000円以上 7,700,000円未満	年間総収入金額 × 0.85 - 685,000円 = 年間総所得金額

4 控除額一覧表

- (1) 控除対象者に該当する方がおられる場合は、それぞれの控除額を合算して総所得から差し引いてください。
- (2) 2・3・6・7の控除は、所得税法上認定されている方に限ります。
- (3) 4の控除は、公営住宅法施行令第1条第3号ニに規定する、扶養親族のうち年齢16歳以上23歳未満の方をいい、所得税法上の「特定扶養親族」とは異なります。
- (4) 年齢は、募集期間の末日時点の満年齢です。

控除対象		範囲	控除額(1人につき)
1. 同居親族	申込住宅に同居する申込者本人以外の方		38万円
2. 同居しない扶養家族	申込住宅に同居しないが所得税法上、扶養親族である方		
3. 老人扶養親族	所得税法上の扶養親族及び控除対象配偶者のうち昭和29年1月1日以前の生まれの方		10万円
4. 特定扶養親族	平成13年1月2日～平成20年1月1日生まれの扶養親族		25万円
5. 障害者	①特別障害者	次の(1)～(8)のいずれかに当てはまる方(申込者または上記1・2の対象者) (1)心神喪失の状態にある方または精神保健指定医等の判定により知的障害者等とされた方(このうち重度と判定された方は特別障害者) (2)精神に障害のある方で厚生労働大臣(知事)からその障害の程度が国民年金法施行令別表(1級の障害の状態と同程度のときは特別障害者)または厚生年金保険法施行令別表第一に定める障害の状態と同程度の状態にある旨を証する書類の交付を受けている方 (3)身体障害者手帳の交付を受けている方(1級又は2級の方は特別障害者) (4)障害の程度欄が「A」または「B」の療育手帳の交付を受けている方(「A」の方は特別障害者) (5)戦傷病者手帳の交付を受けている方(恩給法別表第1号表の2の特別項症から第3項症までの方は特別障害者) (6)原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項による厚生労働大臣の認定を受けている方(重度の障害とされている方は特別障害者) (7)常に就床を要し、複雑な介護を要する方(重度の障害とされている方は特別障害者) (8)65歳以上でその障害が(1)または(3)と同程度であると福祉事務所長の認定を受けた方((1)または(3)の特別障害者と同程度のときは特別障害者)	40万円 ②とは重複して控除することはできません。
	②障害者	(5)戦傷病者手帳の交付を受けている方(恩給法別表第1号表の2の特別項症から第3項症までの方は特別障害者) (6)原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項による厚生労働大臣の認定を受けている方(重度の障害とされている方は特別障害者) (7)常に就床を要し、複雑な介護を要する方(重度の障害とされている方は特別障害者) (8)65歳以上でその障害が(1)または(3)と同程度であると福祉事務所長の認定を受けた方((1)または(3)の特別障害者と同程度のときは特別障害者)	27万円 ①とは重複して控除することはできません。
6. ひとり親	申込者本人または同居親族で次のア～エのすべてに当てはまる方 ア. 現に婚姻をしていないこと、または、配偶者の生死が不明であること。 イ. 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がないこと。 ウ. 生計を一にする子(他の人の控除対象配偶者や、扶養親族とされていたり、総所得金額が48万円を超える子は除かれます。)があること。 エ. 合計所得金額が500万円以下であること。		35万円
7. 寡婦	申込者本人または同居親族で、次のアまたはイに該当する方のうち上記「6.ひとり親」に該当しない方(ただし、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいる場合を除く。) ア. 夫と離婚した後婚姻をしていない方で、扶養親族を有し、合計所得金額が500万円以下である方 イ. 夫と死別した後婚姻をしていない方、または夫の生死が不明である方で、合計所得金額が500万円以下である方		27万円
8. 給与所得者	申込者本人又は同居親族で過去一年間において給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する者(その者の所得の金額が10万円未満である場合にはその金額)		10万円
9. 公的年金等所得者			

※ 控除額は該当者1人についての額(年間)です。

・ひとり親控除は、所得から上記8、9の金額を控除した残額が35万円以上の方については35万円、35万円未満の方についてはその所得金額を控除します。

・寡婦控除は、所得金額から上記8、9の金額を控除した残額が27万円以上の方については27万円、27万円未満の方についてはその所得金額を控除します。

・給与所得者又は公的年金等所得者控除は、所得金額が10万円以上の方については10万円、10万円未満の方についてはその所得金額を控除します。

(注意)今後、国の制度の見直しに伴い、月収額の区分、控除の内容等が変更になることがあります。

10

家賃

1 一般向け家賃

- (1) 家賃額は、入居者の収入や住宅の規模・立地条件・経過年数等に応じて異なりますので、毎年実施する収入調査の結果等により適用される家賃が毎年変わることがあります。
- (2) 住宅家賃欄の①～④は、下表の政令月収額に応じています。政令月収額については11頁～14頁の「政令月収額の求め方」を参考にしてください。

政令月収額	募集住宅家賃欄の番号
0円～104,000円の世帯	①の額
104,001円～123,000円の世帯	②の額
123,001円～139,000円の世帯	③の額
139,001円～158,000円の世帯	④の額

2 裁量階層世帯向け家賃

裁量階層世帯(10頁参照)で政令月収額が158,000円を超える方については、下表の収入区分に応じて⑤または⑥の家賃が適用されます。

政令月収額	募集住宅家賃欄の番号
158,001円～186,000円の世帯	⑤の額
186,001円～214,000円の世帯	⑥の額

3 入居後に収入が増加し、収入基準を超えた場合の家賃

入居後3年を経過し、かつ、収入月額が158,000円を超える方(裁量階層世帯で214,000円を超える方)は収入超過者となり、住宅の明渡し義務が生じるとともに、収入の超過の区分及び経過した期間に応じて最高で近傍同種の家賃(周辺の民間住宅と同程度の家賃)まで引き上げられます。

※ 家賃は前月払いで、原則として口座振替となります。

明石市営住宅入居申込書 (左面)

日付の記入を忘れずに!

明石市長 様

受付日	受付(抽選)番号

令和6年11月25日	
申込住宅番号	申込住宅名
1	西朝霧丘 住宅
	1 棟 602 号

記

- この申込書の記載内容は事実と相違しません。
- 私(同居しようとする者を含む)は、明石市の市税や公営住宅・民間賃貸住宅等の家賃等を滞納していません。
- 明石市の市税滞納の有無及び固定資産税の課税状況について調査されることに同意します。
- 私は入居が決まりましたら、自治会活動等に参加し、円満な共同生活ができます。
- 私(同居しようとする者を含む)は、暴力団員ではありません。
- 暴力団員であるか否かの確認のため、警察へ照会されることに同意します。
- 入居後において、名義人(申込者)又は同居者が暴力団員であることが判明したときは、すみやかに市営住宅を明け渡します。
- 調査及び照会の結果に基づく明石市の決定に従います。

※ 太線枠内を必ず記入してください。受付後の記載事項の変更は、原則としてできません。

1 申込者について記入してください。(この方が市営住宅入居後の名義人となります)

申 込 者	刀がナ アカシ タロウ	住所 〒 673-8686 明石市 中崎1丁目5番1号 2階7号室 住田様方		
	氏名 明石 太郎	明石(非)寮・様方		
	勤務先 又は 営業所	名称 ㈱明石商事 総務課 連絡先 自宅 TEL (呼) 住田様方 078-918-5044 携帯電話 TEL 090-1234-5678		
	所在地	明石市人丸町2-6 内線 4705 TEL 078-912-1111		
	※外国籍の方のみご記入ください	在留資格	在留期間	年 月 日から 年 月 日まで

2 申込者の方の現在の同居親族数と、市営住宅に入居しようとする世帯員の人数を記入してください。
現在、申込者を含め、 人で暮らしており、市営住宅には 人で入居する予定です。

3 現在お住まいの住宅の状況について、記入してください。

住宅の種類	1. 持ち家(右記1.のみ応募可) ② 民間賃貸 3. 市営・県営住宅 4. 公社・公団住宅 5. その他()	左記住宅にお住まいで困っている理由	1. 売却済または予定(年 月) 2. 家賃が高い(月 円) ③ 狭い ④ 結婚予定(令和7年2月20日) 5. その他()
-------	--	-------------------	--

○ 明石市営住宅 入居申込書（左面）

太線枠内を必ず記入してください。受付後の記載事項の変更は、原則としてできません。誓約事項(1～8)を、よく読んでから記入してください。

申込住宅番号と申し込み住宅名

申込書の右上の申込住宅番号と申し込み住宅名は、24～32頁の募集住宅一覧表を参照して記入してください。同じ団地でも、棟・号によって申込住宅番号が異なりますので、注意してください。

1 申込者

- (1) 姓と名の間は1文字分あけて記入してください。
- (2) 住所欄は、郵便番号、住所、号棟、室番、方書と連絡先まで明記してください。
- (3) 勤務先又は営業所
名称については、〇〇会社△△営業所等具体的に記入してください。
事業所得の方は名称欄に「自営」と記入して、所在地欄に事業内容を具体的に記入してください。
- (4) 外国籍の方は、在留資格・在留期間について、住民票の記載内容を記入してください。

2 申込の人数

- (1) 申込者を含む申込者の現在の世帯人数と、市営住宅への申込人数を記入してください。

3 現在の住宅の状況

(1) 住宅の種類

- ① 現在居住している住宅の種類を一つ選んで○を付けてください。
- ② 持ち家のある方は、「住宅にお住まいで困っている理由」の「1.売却済または予定」に該当する場合のみ応募が可能となります。
売却予定の場合は、市の定める入居説明会の日までに持ち家を処分できることが、応募の条件となります。
- ③ 両親の所有している住宅に同居している方は、「5.その他」に○を付け、()に「両親の家に同居」と記入してください。

※ 住宅の共同名義人となっている方も、その持分比率に関わり無く、持ち家のある方に含まれます。

(2) 住宅にお住まいで困っている理由

- ① 現在居住している住宅で困っている理由を、項目の中から一つ以上選んで○を付けてください。
- ② 婚約者と申し込まれる方は、結婚予定日を記入してください。
(市の定める入居説明会の日までに入籍されることが条件となります。)

○ 市営住宅入居申込書（右面）

太線枠内を必ず記入してください。受付後の記載事項の変更は、原則としてできません。

4 入居しようとする者および収入月額等

(1) 入居しようとする者

- ① 入居しようとする方全員について記入してください。なお、申し込み後の家族追加、変更は一切認められません。（出生または死亡の場合を除く）
- ② 現在別居しているが、市が定める入居承認日に同居する予定の方も記入してください。
（5 同居しようとする者が申込者と住所が異なる場合 の欄にも記入してください。）
- ③ 婚約者等も氏名、続柄（「婚約者等」と書く。）、年齢、職業、収入を忘れずに記入してください。
- ④ 職業欄は、申込書に記載している職業コード番号を記入し、空欄のないようにしてください。
- ⑤ 給与所得者は就職年月日を、事業所得者は開業年月日を記入してください。
2年以内に退職（又は廃業）した方は、**赤で**その年月日を記入してください。
- ⑥ 収入欄で記入する事項がない場合でも「なし」と明記し、空欄のないようにしてください。

(2) 市営住宅に入居しない所得税法上の別居扶養親族

現在、所得税法上の扶養控除対象者であるが、市営住宅に入居しない方があれば記入してください。

(3) 控除の種類

入居しようとする方、または入居しない扶養親族のうち、控除額一覧表（14頁）の、ひとり親、寡婦、老人扶養（老扶）、老人控除対象配偶者（老配）、障害者（障害）、特別障害者（特障）、特定扶養親族（特扶）などの控除対象者がいれば該当欄に「1」及び障害の程度（例：身体〇級）を記入してください。

(4) 所得の種類

所得のある方は、9頁の所得の種類にしたがって「給与」「事業等」「年金」の該当するものに○印を記入してください。

(5) 年間総収入金額、年間総所得金額

- ① 給与所得・事業所得・年金所得の方は、年間総収入金額と年間総所得金額をそれぞれ記入してください。
- ② 最近就職（転職）又は開業（転業）され、申し込み時までに1年に満たない方は、年間の総収入金額又は総所得金額を推定して記入してください。転職、転業前の収入は関係ありませんので現在の就職先又は事業による収入で年額を推定して記入してください。
（11頁の推定計算方法参照）
- ③ 市が定める日（入居承認日）までに退職される場合は「退職予定」と赤で記入してください。
その場合は収入は合算されません。
- ④ 入居申し込み本人以外の親族または婚約者等で収入がある場合は、本人と同様の要領で記入してください。（収入は合算されます。）
- ⑤ 遺族年金や障害年金等の非課税収入のみの方は、年金の欄には何も記入せず、職業の欄に「6」と記入してください。（非課税収入は合算されません。）

5 同居しようとする者が申込者と住所が異なる場合

- (1) 同居しようとする者が申込者と住所が異なる場合に記入してください。
- (2) 「申込者とともに入居する理由等」については、その理由を具体的に記入してください。

委任状の書き方

- 入居申込書 4「入居しようとする者」以外の方が申込書を提出される場合は、必ず委任状の提出が必要です。
- 委任状は、すべて申込者の方自身が記入してください。

委任状

令和6年11月25日

入居申込書に記載した申込者の現住所
と氏名・生年月日を記入してください。

明石市長 様

(市営住宅申込者)

〒 673-8686
住所 明石市中崎1丁目5番1号
明石荘2階7号室 住田様方

氏名 明石 太郎

生年月日 大・昭・平 63年 5月 1日

私は、「明石市営住宅入居申込書」の通り、明石市営住宅令和6年度11月募集に申し込みいたします。

なお、下記の者を代理人として定め、市営住宅入居申込に関する一切の手続きを委任いたします。

(申込書を持参される方)

〒 673-0886
住所 明石市東仲ノ町6番1号

氏名 明石 次郎

電話番号 (078) 123 - 4567

委任者との続柄 弟

申込書を持参した代理人の方の現住所、氏名、電話番号、委任者(申込者)との続柄を記入してください。

※ 上記は必ず全て委任者(市営住宅に申し込みされる方)が記入してください。

※ 申込書を持参された方(代理人)の本人確認書類を提示してください。

本人確認書類・・・個人番号カード、運転免許証、パスポート、特別永住証明書/在留カード、身体障害者手帳、療育手帳、官公庁が発行する身分証明書(顔写真のあるもの)、またはこれらと同等の書類(顔写真・氏名・生年月日があるもの)

はがきの書き方

郵便はがき

切手(85円分)
を必ず
はって
ください。

6 7 3 8 6 8 6

明石 市 中崎

1丁目5番1号

明石荘2階7号室
住田 様方

明石 太郎 様

明石市都市局住宅課

郵便番号・宛て先[部屋番号・方書等]も完全に記入し、切手(85円分)を貼ってください。

抽選結果のお知らせ

【 令和6年度11月募集 明石市営住宅 】
下記のとおりとなりましたのでお知らせします。

申込住宅番号	申込住宅名
<div style="border: 2px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 1 </div>	<p style="font-size: 1.2em; font-weight: bold;">西朝霧丘 住宅</p> <p>1 棟 303 号</p>
申込者氏名	<p style="font-size: 1.2em; font-weight: bold;">明石 太郎 様</p>

入居申込書の右端上と同様に、24～32頁の募集住宅一覧表を見ていただき、申込住宅番号、住宅名、申込者氏名を記入してください。

- ※ 書類は全て市役所までご持参、又はご郵送ください。
- ※ 申し込み時には、[入居申込書、確約書、受付票(郵送の場合は不要)、はがき、申込資格チェックシート、委任状(代理人提出の場合のみ)]を提出していただきます。
- ※ 抽選会で当選された方のみ、入居資格審査に必要な書類を期日までにそろえて提出していただきます。

確約書

受付票・確約書の書き方

令和6年度11月募集		明石市営住宅 入居申込受付票	
申込 住宅 番号	①	申込住宅名	西朝霧丘 住宅
現住所	明石市中崎1丁目5番1号 明石荘2階7号室 住田様方	現住所	明石市中崎1丁目5番1号 明石荘2階7号室 住田様方
氏名	明石 太郎	氏名	明石 太郎
受付日		受付(抽選)番号	

入居申し込み書の右端上と同様に24~32頁の募集住宅一覧表を見てください。申込住宅番号と住宅名を記入してください。

日付の記入を忘れずに!

令和6年11月25日

明石市長 様

入居申込書に記載した申込者の現住所

住所
明石市中崎1丁目5番1号
明石荘2階7号室 住田様方

氏名
明石 太郎

切り取り線

私は抽選会で当選した場合、指定された期日までに市営住宅の入居資格審査に必要な書類をそろえて提出することを確約します。

必要な書類を提出できない場合や、入居資格を満たさないことが判明した場合は、当選が無効となることに同意します。

確約書は指定された期日に入居資格に必要な書類を全てそろえて審査を受ける事の意味確認です。

※ 公開抽選日・場所

と き 令和6年12月4日(水)
午前10時30分~

ところ 明石市役所 本庁舎 8階 806AB会議室

1 団地内有料駐車場について

- (1) 一部の市営住宅では、市が使用許可を行う有料駐車場が整備されています。
- (2) 有料駐車場を利用できるのは、入居者又は同居者に限られ、一戸につき原則一台です。
(ただし、空き状況によっては二台まで契約できる駐車場もあります。)
- (3) 契約できる車両は、自家用車に限ります。また、自動車検査証の名義、車両の大きさ等によっては、契約できない場合があります。
- (4) 有料駐車場の有無や空き状況、利用の手続き及び料金など、詳しくは市役所住宅課にお問い合わせください。

2 駐車場使用の注意事項

- (1) 団地内では、市が使用許可する有料駐車場を除いて、来客用駐車場や通路、空き地などを自動車の保管場所にすることはできません。
- (2) 有料駐車場がある団地では、市の許可を受けた上で、指定された場所に許可車両を駐車してください。
- (3) なお、団地内に有料駐車場がない場合や、満車で空きがない場合は、恐れ入りますが、各自で近隣の駐車場などにおいて自動車の保管場所を確保していただきますようお願いいたします。

※ 駐車場使用料は前月払いで、原則として口座振替となります。

申込住宅番号	住宅名 棟・号	所在地 校区	竣工 年度	構造 風呂設備 ガス/網戸	間取り・面積 階数 その他	家賃(円)	申込区分
①	西朝霧丘 1棟 602号	西朝霧丘2番1 (山陽電鉄「大蔵谷駅」 から北へ約1.4km) 人丸小学校 大蔵中学校	H12	7階建 エレベーター有り シャワー付き 都市ガス 網戸有り	2DK+F:約67㎡ 6階 倉庫有り 駐車場有り 9,000円/月	① 32,400 ② 37,400 ③ 42,800 ④ 48,300 ⑤ 55,200 ⑥ 63,700	2人以上
②	西朝霧丘 2棟 503号	西朝霧丘1番2 (山陽電鉄「大蔵谷駅」 から北へ約1.4km) 人丸小学校 大蔵中学校	H14	7階建 エレベーター有り シャワー付き 都市ガス 網戸有り	2DK:約57㎡ 5階 倉庫有り 駐車場有り 9,000円/月	① 27,600 ② 31,800 ③ 36,400 ④ 41,100 ⑤ 46,900 ⑥ 54,200	単身または 2人以上
③	貴崎東 1棟 402号	貴崎2丁目1番11 (山陽電鉄「林崎松江海 岸駅」から北東へ約0.5km) 貴崎小学校 望海中学校	S57	4階建 エレベーターなし シャワーなし 都市ガス 網戸なし	3DK:約58㎡ 4階 倉庫有り 駐車場有り 6,000円/月	① 21,500 ② 24,800 ③ 28,400 ④ 32,000 ⑤ 36,600 ⑥ 42,200	2人以上
④	貴崎 14棟 503号	貴崎2丁目13番14 (山陽電鉄「林崎松江海 岸駅」から北東へ約0.3km) 貴崎小学校 望海中学校	S63	5階建 エレベーターなし シャワーなし 都市ガス 網戸なし	3DK:約60㎡ 5階 倉庫有り 駐車場設備なし	① 24,900 ② 28,700 ③ 32,900 ④ 37,100 ⑤ 42,400 ⑥ 48,900	2人以上
⑤	別紙「募集住宅追加資料」をご参照ください。						

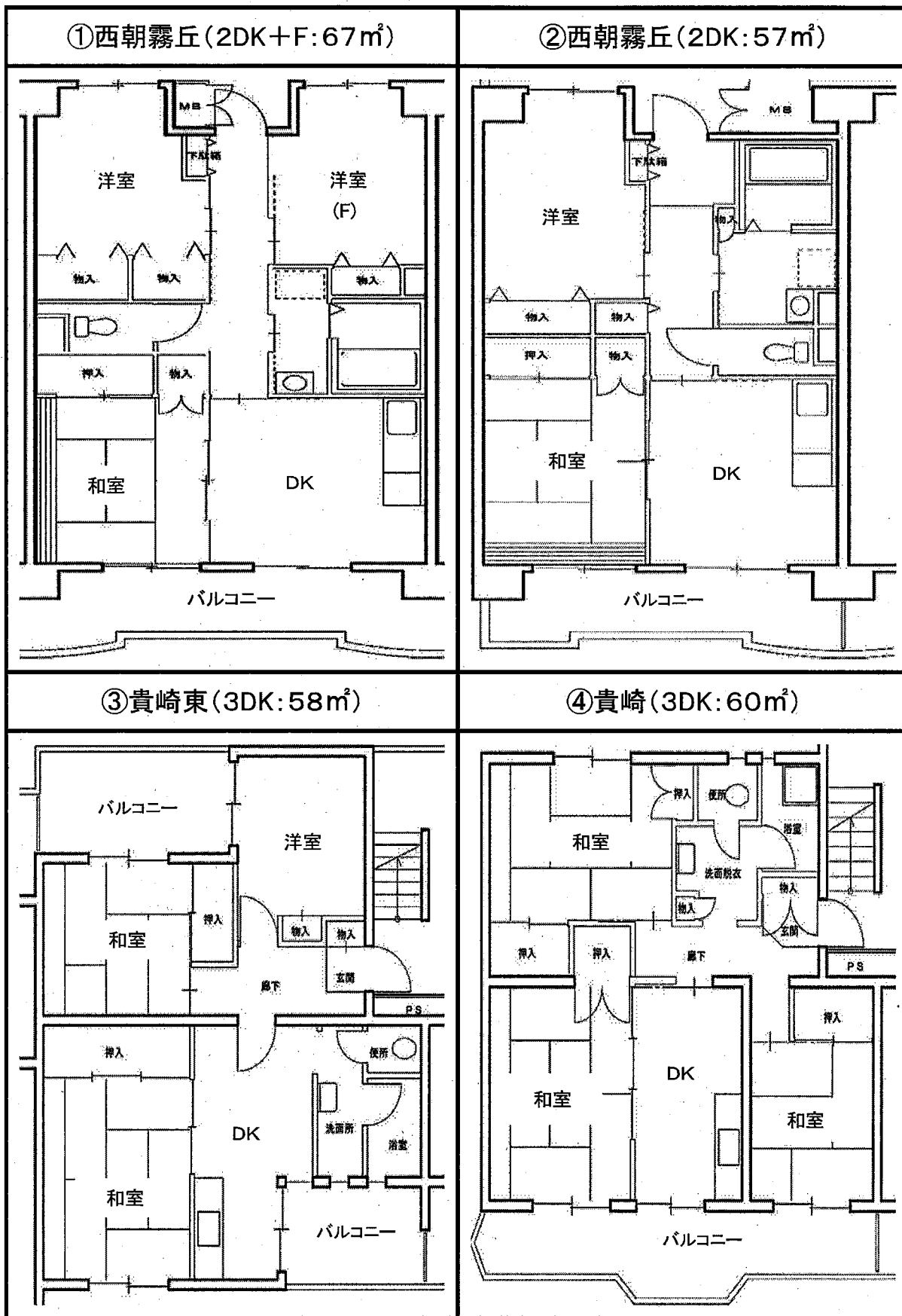


テレビの視聴には、明石ケーブルテレビの設備を利用するため、月々の負担金が生じます。

※ 単身または2人以上の住宅に、単身で申込み場合は、単身者世帯等の要件(4頁)に該当する事が条件です。

※ ⑤については、別紙「募集住宅追加資料」をご参照ください。

募集住宅 標準間取り図



※この間取り図はあくまでも略図です。面積・寸法・配置等が現況と異なる場合は、現況を優先します。

申込住宅番号	住宅名 棟・号	所在地 校区	竣工 年度	構造 風呂設備 ガス/網戸	間取り・面積 階数 その他	家賃(円)	申込区分
⑥	魚住錦が丘 2棟 102号	魚住町錦が丘 3丁目12番地の2 (JR「魚住駅」から 東へ約0.2km) 錦が丘小学校 魚住東中学校	H09	3階建 エレベーター有り シャワー付き 都市ガス 網戸なし	2DK:約57㎡ 1階 倉庫有り 駐車場有り 7,000円/月	① 27,200	単身または 2人以上
						② 31,400	
						③ 35,900	
						④ 40,500	
						⑤ 46,300	
						⑥ 53,500	
⑦	魚住南 504号	魚住町住吉3丁目 738番地の3 (山陽電鉄「魚住駅」 から北西へ約0.9km) 錦浦小学校 魚住中学校	H08	8階建 エレベーター有り シャワー付き 都市ガス 網戸なし	3DK:約61㎡ 5階 倉庫有り 駐車場有り 6,000円/月	① 28,700	2人以上
						② 33,100	
						③ 37,900	
						④ 42,700	
						⑤ 48,900	
						⑥ 56,400	
⑧	魚住北 401号	魚住町清水 2070番地の2 (JR「土山駅」から 北東へ約1km) 清水小学校 魚住中学校	H09	6階建 エレベーター有り シャワー付き 都市ガス 網戸なし	2DK:約50㎡ 4階 倉庫有り 駐車場有り 6,000円/月	① 23,000	単身または 2人以上
						② 26,600	
						③ 30,400	
						④ 34,300	
						⑤ 39,200	
						⑥ 45,200	
⑨	魚住北 610号 (シルバーハウジング) (特別募集住宅)	魚住町清水 2070番地の2 (JR「土山駅」から 北東へ約1km)	H09	6階建 エレベーター有り シャワー付き 都市ガス 網戸なし	1DK:約40㎡ 6階 倉庫有り 駐車場有り 6,000円/月	① 18,500	60歳以上 単身専用
						② 21,300	
						③ 24,400	
						④ 27,500	
						⑤ 31,500	
						⑥ 36,300	
⑩	東二見駅北 1棟 703号	二見町東二見 820番地の1 (山陽電鉄「東二見駅」 から北へ約0.4km) 二見西小学校 二見中学校	H06	8階建 エレベーター有り シャワー付き 都市ガス 網戸なし	3DK:約72㎡ 7階 倉庫有り 駐車場有り 6,000円/月	① 32,900	2人以上
						② 38,000	
						③ 43,500	
						④ 49,100	
						⑤ 56,100	
						⑥ 64,700	

※ 単身または2人以上の住宅に、単身で申込む場合は、単身世帯等の要件(4頁)に該当する事が条件です

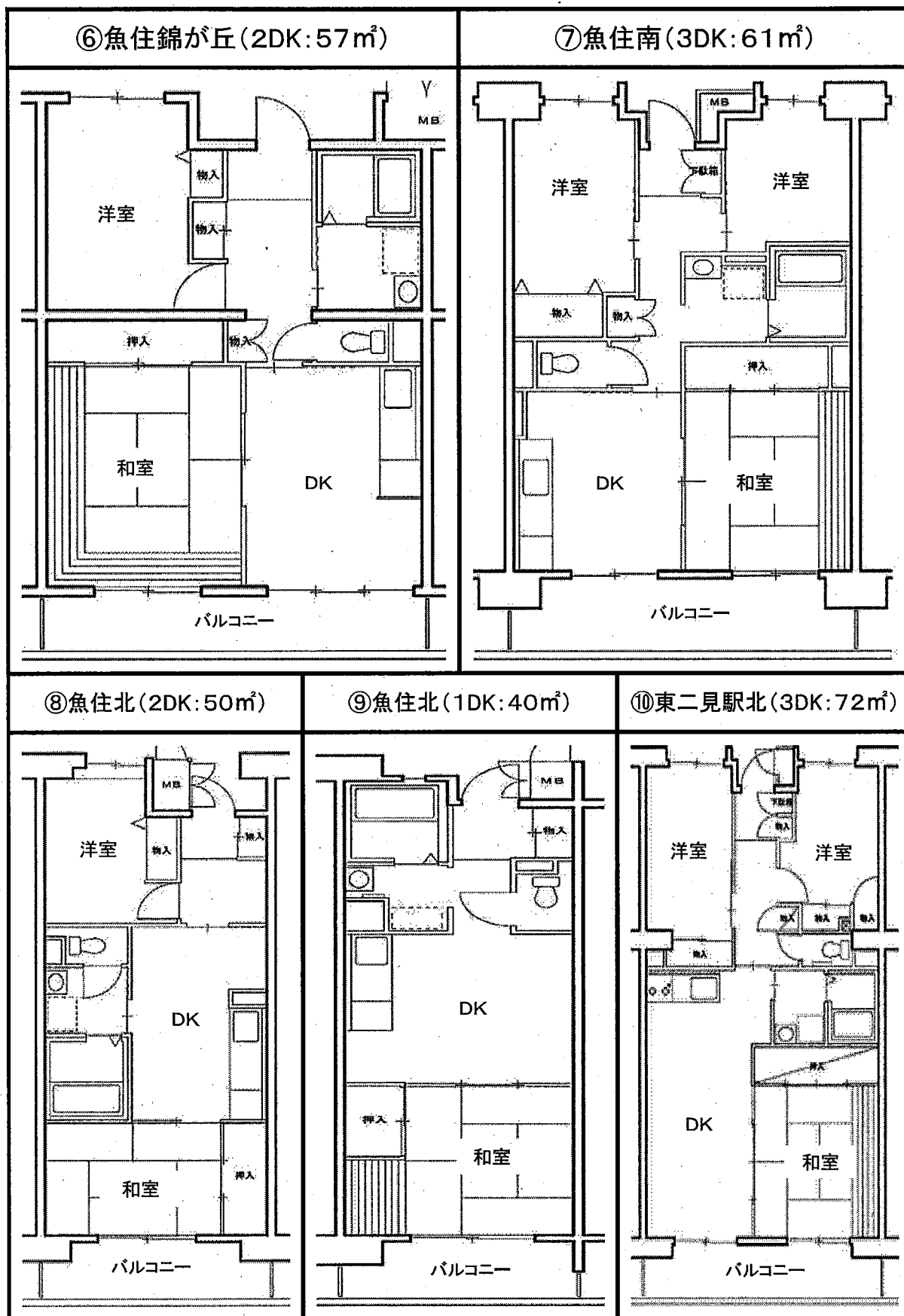
※ 魚住南住宅は、インターネットの光通信設備が導入されていません。

※ シルバーハウジングの住宅は、家賃のほかに経費が必要です。詳しくは5頁の要件をご確認ください。

※ 特別募集住宅とは過去に自殺、孤独死等があったため募集を停止していた住宅です。

入居の際に、特別募集住宅であることを承知して入居する旨の同意書を提出していただきます。

募集住宅 標準間取り図



※この間取り図はあくまでも略図です。面積・寸法・配置等が現況と異なる場合は、現況を優先します。

申込住宅番号	住宅名 棟・号	所在地 校区	竣工 年度	構造 風呂設備 ガス/網戸	間取り・面積 階数 その他	家賃(円)	申込区分
⑪	東二見宮北 1棟 101号	二見町東二見 1323番地の1 (山陽電鉄「東二見駅」 から南西へ約0.7km) 二見小学校 二見中学校	H02	4階建 エレベーターなし シャワー付き 都市ガス 網戸なし	2DK:約53㎡ 1階 倉庫有り 駐車場有り 6,000円/月	① 22,200 ② 25,700 ③ 29,400 ④ 33,100 ⑤ 37,800 ⑥ 43,700	单身または 2人以上
⑫	東二見宮北 2棟 502号	二見町東二見 1323番地の1 (山陽電鉄「東二見駅」 から南西へ約0.7km) 二見小学校 二見中学校	H02	5階建 エレベーターなし シャワー付き 都市ガス 網戸なし	3DK:約66㎡ 5階 倉庫有り 駐車場有り 6,000円/月	① 27,400 ② 31,600 ③ 36,100 ④ 40,800 ⑤ 46,600 ⑥ 53,800	2人以上
⑬	東二見 105号 (シルバーハウジング)	二見町東二見2番地 (山陽電鉄「東二見駅」 から北東へ約1km)	H09	6階建 エレベーター有り シャワー付き 都市ガス 網戸なし	1DK:約40㎡ 1階 倉庫有り 駐車場有り 6,000円/月	① 18,200 ② 21,100 ③ 24,100 ④ 27,200 ⑤ 31,100 ⑥ 35,900	60歳以上 单身専用
⑭	東二見 203号	二見町東二見2番地 (山陽電鉄「東二見駅」 から北東へ約1km) 二見北小学校 二見中学校	H09	6階建 エレベーター有り シャワー付き 都市ガス 網戸なし	3DK:約66㎡ 2階 倉庫有り 駐車場有り 6,000円/月	① 29,900 ② 34,500 ③ 39,400 ④ 44,500 ⑤ 50,800 ⑥ 58,700	2人以上
⑮	西二見小池 1棟 307号 (特別募集住宅)	二見町西二見 385番地 (山陽電鉄「東二見駅」 から北西へ約1km) 二見西小学校 二見中学校	H22	6階建 エレベーター有り シャワー付き 都市ガス 網戸有り	1DK:約39㎡ 3階 倉庫有り 駐車場有り 6,000円/月	① 19,200 ② 22,200 ③ 25,400 ④ 28,600 ⑤ 32,700 ⑥ 37,700	单身または 2人以上

※ 单身または2人以上の住宅に、単身で申込む場合は、単身者世帯等の要件(4頁)に該当する事が条件です。

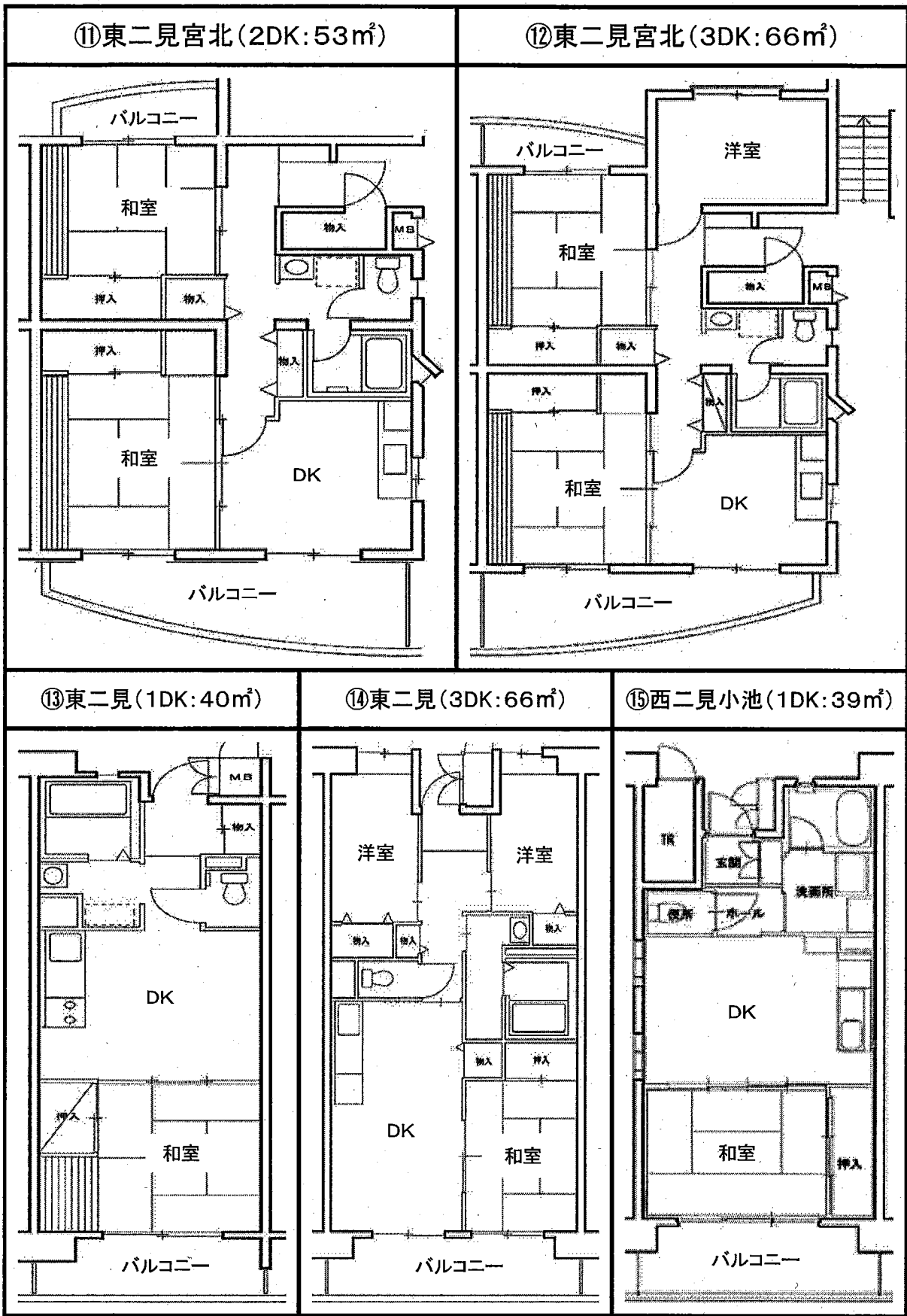
※ シルバーハウジングの住宅は、家賃のほかに経費が必要です。詳しくは5頁の要件をご確認ください。

※ 特別募集住宅とは過去に自殺、孤独死等があったため募集を停止していた住宅です。

入居の際に、特別募集住宅であることを承知して入居する旨の同意書を提出していただきます。



テレビの視聴には、明石ケーブルテレビの設備を利用するため、月々の負担金が生じます。



※この間取り図はあくまでも略図です。面積・寸法・配置等が現況と異なる場合は、現況を優先します。

申込住宅番号	住宅名 棟・号	所在地 校区	竣工 年度	構造 風呂設備 ガス/網戸	間取り・面積 階数 その他	家賃(円)	申込区分
⑩⑥	西二見小池 1棟 406号	二見町西二見 385番地 (山陽電鉄「東二見駅」 から北西へ約1km) 二見西小学校 二見中学校	H22 	6階建 エレベーター有り シャワー付き 都市ガス 網戸有り	1DK:約39㎡ 4階 倉庫有り 駐車場有り 6,000円/月	① 19,200 ② 22,200 ③ 25,400 ④ 28,600 ⑤ 32,700 ⑥ 37,700	単身または 2人以上
⑩⑦	西二見小池 2棟 207号	二見町西二見 376番地の1 (山陽電鉄「東二見駅」 から北西へ約1km) 二見西小学校 二見中学校	H24 	7階建 エレベーター有り シャワー付き 都市ガス 網戸有り	2DK:約55㎡ 2階 倉庫有り 駐車場有り 6,000円/月	① 27,100 ② 31,300 ③ 35,800 ④ 40,400 ⑤ 46,200 ⑥ 53,300	単身または 2人以上
⑩⑧	西二見小池 2棟 613号	二見町西二見 376番地の1 (山陽電鉄「東二見駅」 から北西へ約1km) 二見西小学校 二見中学校	H24 	7階建 エレベーター有り シャワー付き 都市ガス 網戸有り	3DK:約65㎡ 6階 倉庫有り 駐車場有り 6,000円/月	① 31,600 ② 36,500 ③ 41,700 ④ 47,100 ⑤ 53,800 ⑥ 62,100	2人以上
⑩⑨	別紙「募集住宅追加資料」をご参照ください。						
⑩⑩	西二見 3棟 303号 (特別募集住宅)	二見町西二見 1943番地の7 (JR「土山駅」 から南東へ約0.8km) 二見北小学校 二見中学校	H08	6階建 エレベーター有り シャワー付き 都市ガス 網戸なし	2DK:約58㎡ 3階 倉庫有り 駐車場有り 6,000円/月	① 26,600 ② 30,700 ③ 35,100 ④ 39,600 ⑤ 45,200 ⑥ 52,200	単身または 2人以上



テレビの視聴には、明石ケーブルテレビの設備を利用するため、月々の負担金が生じます。

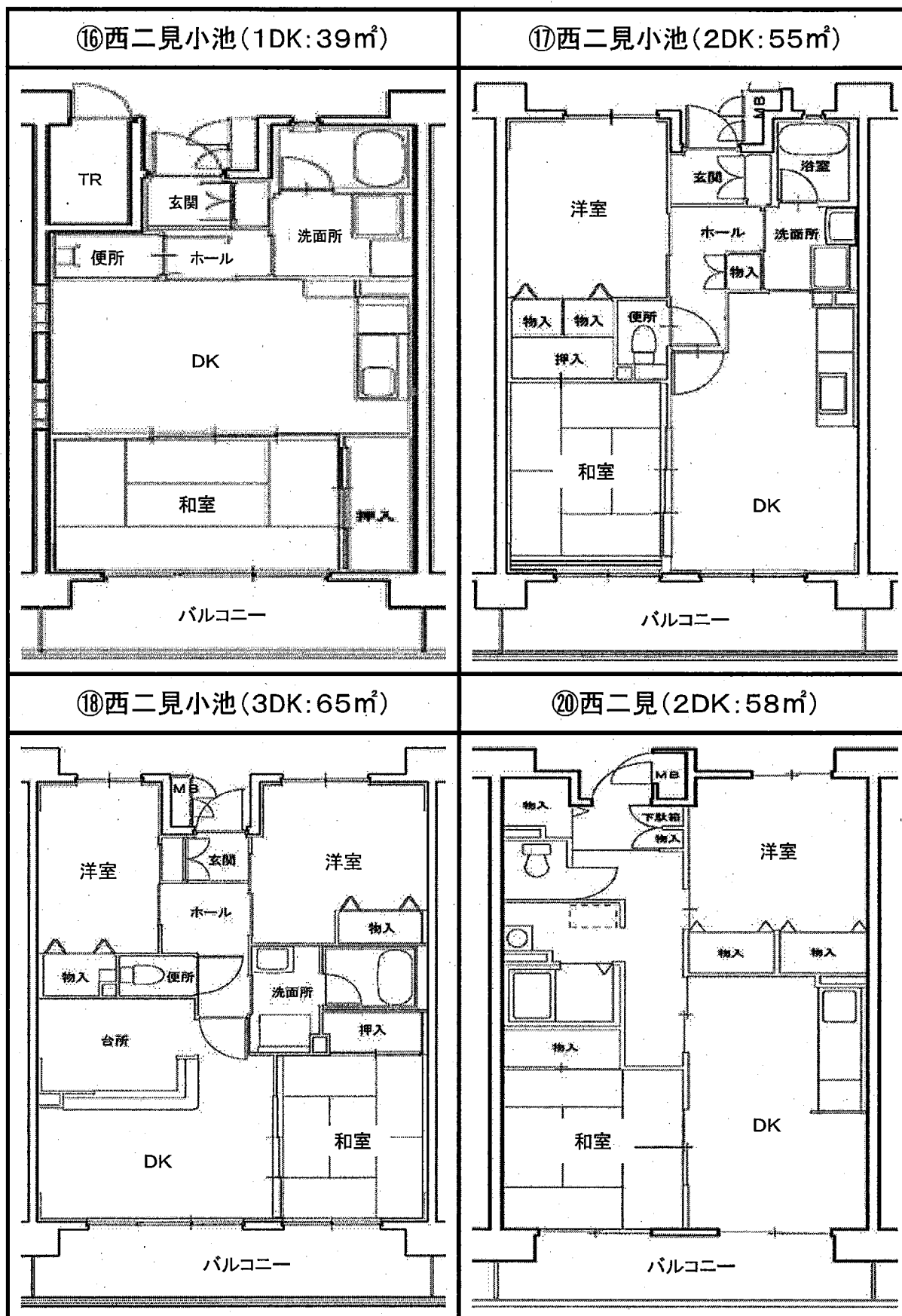
※ 単身または2人以上の住宅に、単身で申込み場合は、単身者世帯等の要件(4頁)に該当する事が条件です。

※ 特別募集住宅とは過去に自殺、孤独死等があったため募集を停止していた住宅です。

入居の際に、特別募集住宅であることを承知して入居する旨の同意書を提出していただきます。

※ ⑩⑨については、別紙「募集住宅追加資料」をご参照ください。

募集住宅 標準間取り図



※この間取り図はあくまでも略図です。面積・寸法・配置等が現況と異なる場合は、現況を優先します。

【募集住宅の注意事項】

①西朝霧丘住宅1棟602号

- ・間取り(2DK+F)にある「F」とはフリールームです。フリールームとは、建築基準法により定められている床面積に対する外気、採光の基準を満たしていない部屋となります。

⑦魚住南住宅504号

- ・敷地の北側に明姫幹線が通っており車の騒音等があります。
- ・インターネットの光通信設備が導入されていません。

⑧魚住北住宅401号 ⑨魚住北住宅610号

- ・敷地の南側に国道2号が通っており車の騒音等があります。
- ・シルバーハウジングと一般住宅が併設された住宅です。シルバーハウジングには緊急通報システムが備え付けられており緊急時に外部に警報音が鳴ることがあります。

⑩東二見駅北住宅1棟703号

- ・敷地の北側に明姫幹線が通っており車の騒音等があります。

⑬東二見住宅105号 ⑭東二見住宅203号

- ・シルバーハウジングと一般住宅が併設された住宅です。シルバーハウジングには緊急通報システムが備え付けられており緊急時に外部に警報音が鳴ることがあります。

⑮西二見小池住宅1棟307号 ⑯西二見小池住宅1棟406号

⑰西二見小池住宅2棟207号 ⑱西二見小池住宅2棟613号

- ・敷地の南側に明姫幹線が通っており車の騒音等があります。
- ・敷地の南側に新幹線の高架があるため通過時に走行音等があります。

⑳西二見住宅3棟303号

- ・敷地の西側に県道二見港土山線が通っており車の騒音等があります。

このページ以降は、抽選会で当選された
場合に、必要な書類についての説明になります。
当選された方は期日までに必要書類を
そろえて住宅課へ提出していただきます。

③～⑧の用紙は、資格審査の案内に同封
して送付します。

入居申請(申込)時は、書類の審査をしませんので提出の必要はありませんが、抽選会で当選されますと、下表の区分により必要書類(用紙は当選後に住宅課より送付)を入居資格審査のため指定の期日までに持参してください。(郵送及び書類不備の場合は受付できません。)

(◎は必ず、その他は該当者のみ)

	勤続(事業継続)区分	① 住民票	② 6年度 所得 証明書	③ 給与 支払 証明書	④ 事業 収入 申告書	その他
給与 所得者	現在の勤務先に令和5年1月1日以前に 就職し、引き続いて勤務している方	◎	◎			⑤⑥⑦
	現在の勤務先に令和5年1月2日以降 に就職し、引き続いて勤務している方	◎	◎	◎		
事業 所得者	現在の事業を令和5年1月1日以前に 開業し、引き続き営業している方	◎	◎			⑧⑨⑩ ⑪⑫⑬
	現在の事業を令和5年1月2日以降に 開業し、引き続き営業している方	◎	◎		◎	
	現在無職・無収入の方	◎	◎			⑥ ⑧⑨⑩ ⑪⑫⑬

※ 所得証明書については令和6年度の証明を添付してください。

※ 婚約中の方は双方の該当する書類を提出してください。

※ 在職証明書は明石市に住民登録のない方のみ必要です。

① 住民票(続柄、本籍、筆頭者等全てが記載されたもの)

- ・外国人の方は続柄・国籍・在留項目等全てが記載されたもの。
- ・入居予定者の世帯全員の「住民票の写し」を提出してください。

② 所得証明書(配偶者控除の有無および扶養親族者数についても確認できる内容のもの)

令和6年1月1日現在で住民登録のある市(区)役所、町村役場で令和6年度所得証明書の交付を受けて提出してください。**生活保護受給者も提出が必要です。**

- ・20歳以上の入居予定者、及び20歳未満で所得のある入居予定者の方、全員分必要です。
- ・所得が未申告の場合も申告した上で、提出してください。
- ・退職予定の方についても必要です。

③ 給与支払証明書(用紙は当選後、住宅課より郵送)

現在の勤務先に令和5年1月2日以降に就職し、引き続き勤務している方は提出してください。

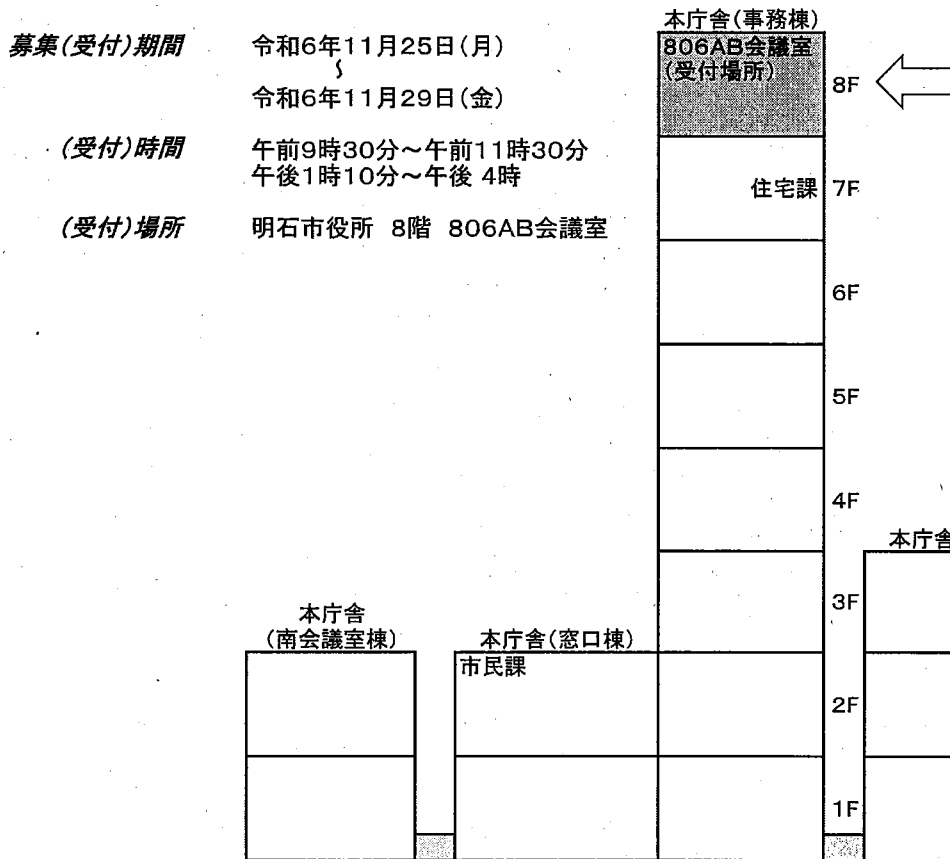
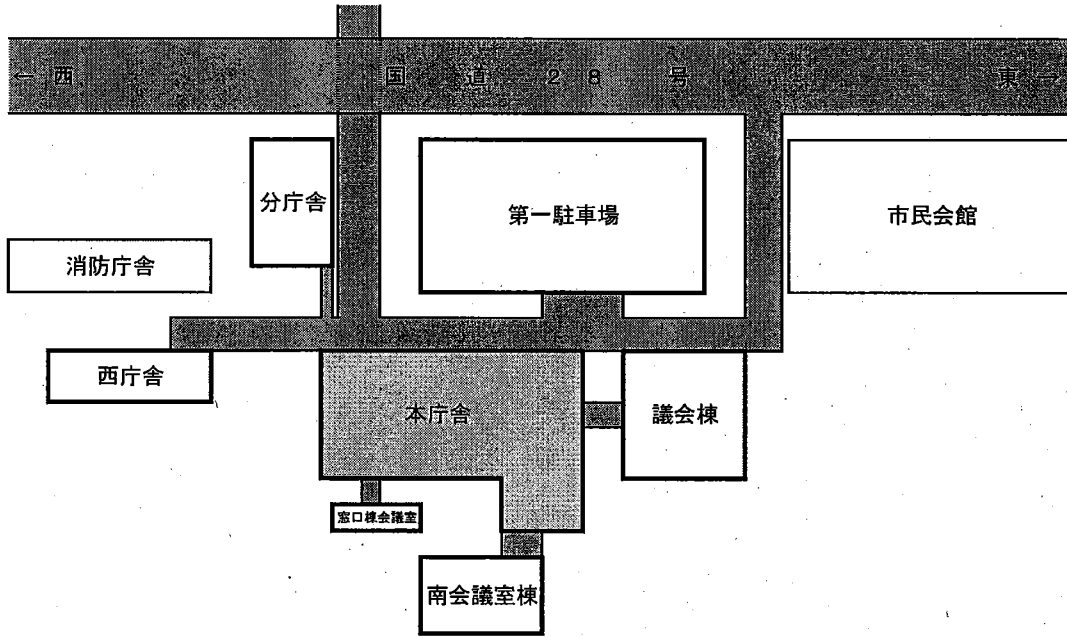
- ・申し込み日時点で1年以上経過している方
申し込み日の前月よりさかのぼって1年間の支払額について証明を受けてください。
- ・申し込み日時点で1年未満の方
就職した翌月から申し込み時までの支払額について証明を受けてください。
- ・申し込み日の月に就職した方
勤務先で契約した月額(基本給+諸手当)、ボーナス推定額について証明を受けてください。

- ④ 事業(仕事)収入申告書(用紙は当選後、住宅課より郵送)
現在の事業(仕事)を令和5年1月2日以降に開業し、引き続き営業している方は提出してください。
事業(仕事)期間に応じ③と同様に作成してください。
- ⑤ 在職証明書(用紙は当選後、住宅課より郵送)(明石市に住民登録のない方のみ必要です。)
現在の勤務先から証明を受けてください。
- ⑥ 賃貸住宅にお住まいの方は、家賃支払いに関する証明書(用紙は当選後、住宅課より郵送)を提出してください。
※現在お住まいの住宅の賃貸契約をしている事業所(または所有者)で証明を受けてください。
- ⑦ 退職(退職証明書の提出)誓約書(用紙は当選後、住宅課より郵送)
入居承認日までに退職を予定されている方は提出してください。
- ⑧ 退職証明書(用紙は当選後、住宅課より郵送)
入居予定者のうち、令和5年中は所得があったが現在退職して所得がなくなった方は、前の勤務先で証明を受けてください。
- ⑨ 雇用保険受給資格者証
雇用保険受給中の方は、ご持参ください。
- ⑩ 障害者などに該当の方は、身体障害者手帳などの写しを添付してください。
- ⑪ 生活保護受給証明書
生活保護を受給中の方は、福祉事務所の発行する証明書(支給されている扶助の種類が記載されたもの)の交付を受けて提出してください。なお②所得証明書も合わせて提出が必要です。
- ⑫ 現在、持ち家にお住まいの方は、持ち家を処分することが確認できる、「売買契約書(写)」等を提出してください。なお、入居承認日までに持ち家を処分することが条件です。
- ⑬ 戸籍謄本等
現在、婚姻関係が無いことを確認するため戸籍謄本等の提出が必要です。

● 注意事項 ●

※ 審査の都合により上記書類のほか、別に指示する書類を提出していただく場合があります。

令和6年度11月募集 明石市営住宅【受付場所】



お申し込みに関する問い合わせ先

明石市役所 住宅課

〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号
 (本庁舎 事務棟7階)
 電話 (078) 918-5044